

## 神戸市地域活動事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市内に所在する保育所及び幼保連携型認定こども園において、多様化する保育需要により積極的に対応するとともに、その専門的機能を地域に開かれた社会資源として地域住民のために活用することにより、もって児童の福祉の向上を図るため、地域活動事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

### (実施施設)

第2条 本事業の実施施設（以下「実施施設」という。）は、次の各号に掲げる施設のうち、神戸市内に所在し、第3条に定める事業を実施する施設とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。）

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

2 前項第2号に定める幼保連携型認定こども園のうち、本市の豊かな心を育む教育推進事業を実施する施設は、本事業を実施することはできない。

### (事業の内容)

第3条 事業の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 世代間交流事業 在園児が老人福祉施設の訪問や地域の高齢者との交流を行うことにより、在園児の社会性や協調性を育むとともに、地域の活性化を目的とする事業。

(2) 異年齢児交流事業 在園児が地域の児童および学生（以下「地域児童等」という。）と交流を行うことにより、在園児及び地域児童等の双方の社会性や協調性を育むとともに、地域の活性化を目的とする事業。

(3) 郷土文化伝承事業 在園児が伝承遊びや民謡、工芸品等の郷土文化を体験することにより、在園児の郷土への愛着心を育むとともに、郷土文化の伝承を行うことを目的とする事業。

(4) 自然体験活動事業 在園児が自然体験や農業体験等の活動を行うことにより、在園児の発想力や想像力を育むことを目的とする事業。

(5) 卒園児交流事業 在園児と卒園児が交流することにより、在園児と卒園児の双方の自己成長力を育むことを目的とする事業。

(6) 保育相談・育児講座事業 地域の子育て家庭を対象に保育相談や育児教室を実施することにより、地域の子育て支援活動を充実させることを目的とする事業。

(7) 園庭・園舎開放事業 地域の子育て家庭を対象に園庭や園舎の開放を実施することにより、地域の親子等に遊びや交流の場を提供することを目的とする事業。

(8) 地域の特性に応じた保育需要への対応 前7号に加えて、事業実施施設において、在園児と地域住民との交流の機会を設けることで、在園児の社会性や協調性を育むとともに、地域全体で保育を支える環境を形成することを目的とする事業。

2 前項各号に定める事業は、その実施計画が定期的かつ継続的内容であることを原則とする。

(実績報告書の提出)

第4条 実施施設は、事業の実施状況について、市長が定める日までに、事業実績報告書(様式第1号)により、市長まで報告しなければならない。

(費用の実費負担)

第5条 実施施設は、事業の参加者に対し、必要に応じて、実費の負担を求めることができるものとする。

(補助)

第6条 事業の円滑な実施のため、市長は、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助を行うことができるものとする。

(施行の細則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。